

令和3年9月28日

保護者の皆様へ

社会福祉法人建昌福祉会
児童発達支援センター虹の家
施設長 松下邦彦

新型コロナウイルス感染防止の対応について

平素より児童発達支援センター虹の家の活動にご理解とご協力を頂き感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの爆発的感染拡大、鹿児島県のまん延防止等重点措置の全面解除を受け、虹の家では、下記の通り取り組みを実施します。感染拡大防止のため、重ねてご理解とご協力をお願い致します。

【対応内容】

(1) 虹の家の利用者（同伴通園こすもす組の保護者含む）が、県外への往来を行った場合

- ・ 虹の家へ報告をして頂き、帰宅後7日間は利用を控えて頂きます。
あるいは、PCR検査または、抗原検査を実施し、陰性が分かるまでの期間、利用を控えて頂きます。

(2) 虹の家の利用者（同伴通園こすもす組の保護者含む）が、県外の方と接触した場合

- ・ 虹の家へ報告をして頂き、帰宅後7日間は利用を控えて頂きます。
※県外の方がPCR検査または、抗原検査を実施し、陰性だった場合は登園可能です。

(3) 虹の家の利用者のご家族が業務上において県外への往来があった場合

- ・ 虹の家へ報告をして頂き、ご利用について検討させていただきます。

(3) 利用者及び利用者の同居するご家族等が、新型コロナウイルスに感染した場合

- ・ 利用を控えて頂き、保健所からの指示にて対応致します。

(4) 利用者のご家族等の職場、学校等で新型コロナウイルスの感染が発生した場合

- ・ 必ず報告をお願い致します。結果（PCR検査受診の必要性の有無、またはその検査結果）が分かるまで、利用を控えて頂きます。
※PCR検査受診の必要の有無についても報告をしてください。
- ・ PCR検査受診が必要な場合は、保健所からの指示に基づいて対応します。

(5) 施設内における感染予防対策の実施について

- ・ 口腔ケア…感染リスクが高いため、中止します。
- ・ 給食提供…提供部屋を複数設け、ソーシャルディスタンスを確保します。
- ・ ふり返り…鹿児島県のまん延防止等重点措置が解除された時点で、再開します。